速度取締り指針

境港警察署の速度違反取締り重点

交通事故の発生状況により管内全域で取締りを実施しますが、速度取締りの重点路線は下記のとおりです。

重点路線	重点時間帯	区域	規制速度
主要地方道 米子境港線	7 時 ~ 20時	上道町~佐斐神町	50km/h
国道431号		上道町~佐斐神町	法定速度

令和4年境港警察署管内における交通事故実態



- 〇 人身事故は13件発生し、内2件が死亡事故であった。
- 〇 午前7時から午後7時までの間の発生が約69%を占める。
- 〇 人身事故のうち国道、県道での発生が約45%を占める。
- 発生現場は、交差点内又はその付近での発生が約69%である。

その他の交通指導取締り等

- 米子境港線・国道431号においては、速度取締りのほか交差点関連違反取締りやシートベルト取締りも実施します。
- O 赤色灯を点灯させたパトカーによる警戒活動も併せて実施します。